

年金時事通信14-007号 (作成日:2014年3月26日)

「配偶者控除やめ家族控除に」 2014年3月21日 日経朝刊17面

コラム / 大機小機における論説で、「『女性が輝く社会』に向けて議論が進んでいるが、政権の本気度は、女性の就労に大きな影響を及ぼす配偶者控除の見直しにかかっている」とするものである。「適用上限が103万円である配偶者控除」を問題視している。「世帯の手取り所得の逆転現象が起こらないよう配偶者特別控除が手当てされている」ので、本来は問題にはならないはずだが、「企業の家族手当などが103万円に連動」しているから問題になる。だが、それなら、企業の家族手当を損金認定しない方法もある。問題は、それよりも、2014年3月23日付日経朝刊3面「年金の専業主婦優遇制度」にある社会保険の壁で、「パートで働き、年収を130万円未満に抑えても3号に該当する。そうなれば年金保険料のほか健康保険料も自らは納める必要がなくなる」方であろう。この問題への解決への道筋は、すでに年金制度の年金分割に見えている。すなわち、夫婦の所得を合算し、それを2分割して、それぞれについて、税や社会保険料を課せばよいのである。そうすれば、夫婦の役割分担の如何によらず、各自の所得と権利が決まる。だが、コラム子は、これを、「個人単位課税を世帯単位に改めることが検討されているようだが、これは高所得者の専業主婦世帯に大幅な減税、国庫も減収となり問題が多い」と切って捨てている。こんな発想で、「女性が輝く社会」と、よく嘯けるものである。「高所得者の専業主婦世帯」は、お気楽でよいという嫉視的考えからのようであるが、そのような世帯はどのくらいあって、税収減はどの程度なのか。また、その税収の減少に対して、累進課税を強化すれば、どれほどの効果があるのか等、分析すべきだろう。筆者はそれよりも、育児や介護でやむを得ずに「専業主婦(夫)」となった配偶者の貢献が金額的に評価され、また、自身が税や社会保険料を支払って自立するということの方が、女性の社会進出に大幅に寄与するのではないかと考える。真の男女平等に近づく。法人税率を下げて法人税収が増えるかどうかという議論は、各国が法人税率引き下げ競争に入ったらどうなるのかというリスクシナリオを無視した不毛の議論に思える。また、税率の低い国に本社を構えて、製版拠点や雇用は移ってこないという例も出ている。それよりは、男女を平等に処遇し、憲法第24条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」に基づき、財産権も「両性の本質的平等に立脚」して均等分割すればよい。男性が女性を困うような片働き世帯の減少は、すでに現実となっている。増え続ける共働き世帯では、女性の負担が重いのは明らかだろう。それを少しでも変えていくために、男性も女性も生き生きと暮らし働くために、何をすればいいのか、それが肝要だろう。楽をしている専業主婦は許せないとか、目先の税収減がどうだとか、そんなレベルの考えで、未来のあるべき日本社会の姿は描けまい。非正規労働に追いやられ、育児や介護の負担に悩む女性の現実に眼を向けなければ、いかなる改革も絵空事になる。(以上)